

少年非行防止法制に関する研究会における検討テーマ（案）

非行少年等の早期発見・早期保護を推進する上で警察の果たすべき役割と法的な位置付けを明確にする観点から、次の2点を中心に検討を行う。

1 不良行為少年、触法少年、く犯少年、要保護少年等の早期発見・早期措置のための補導・保護の在り方について

少年法の対象となる非行以前の逸脱行動を行った不良行為少年を発見、保護するための補導活動は、少年の健全育成において質・量ともに最も重要な活動であるが、その法的な位置付け、警察及びボランティアの権限・役割は法律に規定されていないので、その明確化の必要性について検討を行う。

同様に、要保護少年等に関する警察の調査活動についても、個別の法律に特別な規定がないので、その明確化の必要性について検討を行う。

2 非行少年の大多数を占める軽微事案に係る少年の処遇・再非行防止対策の在り方、対策の中心となるべき地域社会の非行防止機能回復のための法的枠組みについて

少年非行の大部分は初発型非行であることもあり、家庭裁判所に送致される非行少年の95%は少年院等に収容されることなく地域社会において立直りを模索することとなるが、十分な立直り支援策が行われなかったことから非行を繰り返す、非行の深度を進めてしまう結果となることが少なくない。

これら多数の非行少年について、その最善の利益のため、必要な立直り支援策が効果的かつ効果的に行われるようにするには、家庭の監護能力を回復するとともに、地域社会の立直り支援機能を回復させる必要があると考えられるが、地域社会の警察を含む多様な主体が協働して少年の健全育成に当たるための枠組みについては、実効性のあるものが制度化されておらず、法律上の明確化の必要性について検討を行う必要がある。

また、このような少年の健全育成に関する地域社会の枠組みにおける警察その他の関係機関・民間ボランティアの役割分担についても検討を行う必要がある。

(参考1)「青少年育成施策大綱」中の制度的検討に関する記述

諸制度の在り方や体制の充実強化など、少年非行対策全般について法的問題も含めた幅広い検討を進める。

補導活動の権限・手続などについて、条例を含め法的明確化を図る。

行政機関相互の情報共有やサポートチームの形成促進及び活動の活性化を図るため、必要に応じた法整備などの方策の検討を行う。

軽微な少年事件について、少年の健全な育成に資する観点から、その処理の在り方を検討する。

個々の事案の状況に応じ、加害者の処遇の過程等において、謝罪を含め被害者との関係改善に向けた加害者の取組を支援するほか、修復的司法活動の我が国への応用の可能性について検討する。

保護者が働きかけに応じない場合において、実効性を確保するための介入等の仕組みの是非について検討する。

(参考2)「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」中の制度的検討に関する記述

非行を行った少年が真に反省し、更生する仕組みづくりのため、現行の少年法制とその運用上の問題点について、犯罪捜査、少年審判、保護、矯正の各段階を対象として検討し、問題点があれば所要の措置を講ずる。

補導の法的根拠の整備等を図る。

関係行政機関相互の情報共有や少年サポートチームの普及促進及び活動の活性化を図るため、必要に応じた法整備等の方策の検討を行う。